

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日までに納められた保険料の全額です（令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。）

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 { 令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に } { 国民年金保険料を納付された方は除きます。 }

国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発送時期が異なります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するQ & A

B：質問	A：回答
社会保険料控除とは何ですか。	社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など）を納めたとき、または配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。 申告できる金額は、令和2年中に納めた社会保険料の金額です。ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。
控除証明書はどのような人に発送されるのですか。	令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に、国民年金保険料を納めていただいた方（被保険者本人宛）に発送します。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！